

物価連動第 1 回公営企業債券及び物価連動第 2 回公営企業債券の発行要項の変更について

平成 18 年 9 月 1 日付け財務省告示により物価連動国債の想定元金額の算出方法が変更されたことに伴い、物価連動第 1 回公営企業債券及び物価連動第 2 回公営企業債券について、各々の想定元金額の算出方法に係る発行要項第 6 項を次のとおり変更します。

【物価連動第 1 回公営企業債券 発行要項】

6. 想定元金額

- (1) 利息を支払うべき日として本要項第 10 項第 1 号に定める日（以下「利息支払期日」という。）及び本債券を償還すべき日として本要項第 9 項第 1 号に定める日（以下「償還期日」という。）における想定元金額は、各利息支払期日及び償還期日の属する月の 3 箇月前の消費者物価指数（総務省が小売物価統計（指定統計第 3 5 号）のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を 98.2 で除して得た数（小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。以下「本連動係数」という。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定などが行われることにより平成 16 年財務省告示第 7 7 号（以下「告示第 7 7 号」という。）が改正された場合には、本連動係数は、告示第 7 7 号に基づき算出された利付国庫債券（物価連動・10 年）（第 3 回）（以下「第 3 回物価連動国債」という。）の想定元金額を算出するための連動係数（第 3 回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第 7 7 号第 2 条及び第 3 条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第 7 7 号第 2 条における「国債発行日の属する月の 10 日」は、「平成 16 年 12 月 10 日」と読み替えるものとする。）を準用することとする。
- (2) 発行日の翌日から償還期日までの期中の各日（各利息支払期日及び償還期日を除く。以下「各日」という。）における想定元金額は、各日に適用される、告示第 7 7 号に基づき算出された第 3 回物価連動国債の想定元金額を算出するための連動係数（第 3 回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第 7 7 号第 2 条及び第 3 条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第 7 7 号第 2 条における「国債発行日の属する月の 10 日」は、「平成 16 年 12 月 10 日」と読み替えるものとする。）に額面金額を乗じて得た額とする。

【物価連動第 2 回公営企業債券 発行要項】

6. 想定元金額

- (1) 利息を支払うべき日として本要項第 10 項第 1 号に定める日（以下「利息支払期日」という。）及び本債券を償還すべき日として本要項第 9 項第 1 号に定める日（以下「償還期日」という。）における想定元金額は、各利息支払期日及び償還期日の属する月の 3 箇月前の消費者物価指数（総務省が小売物価統計（指定統計第 3 5 号）のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を 97.4 で除して得た数（小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。以下「本連動係数」という。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定などが行われることにより平成 16 年財務省告示第 7 7 号（以下「告示第 7 7 号」という。）が改正された場合には、本連動係数は、告示第 7 7 号に基づき算出された利付国庫債券（物価連動・10 年）（第 4 回）（以下「第 4 回物価連動国債」という。）の想定元金額を算出するための連動係数（第 4 回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第 7 7 号第 2 条及び第 3 条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第 7 7 号第 2 条における「国債発行日の属する月の 10 日」は、「平成 17 年 6 月 10 日」と読み替えるものとする。）を準用することとする。
- (2) 発行日の翌日から償還期日までの期中の各日（各利息支払期日及び償還期日を除く。以下「各日」という。）における想定元金額は、各日に適用される、告示第 7 7 号に基づき算出された第 4 回物価連動国債の想定元金額を算出するための連動係数（第 4 回物価連動国債が買入消却等により全額償還された場合には、告示第 7 7 号第 2 条及び第 3 条に定める連動係数の算出方法により算出した数値とする。ただし、この場合において、告示第 7 7 号第 2 条における「国債発行日の属する月の 10 日」は、「平成 17 年 6 月 10 日」と読み替えるものとする。）に額面金額を乗じて得た額とする。